人吉市における「特定事業所集中減算」正当な理由の取扱い

【正当な理由の範囲①】

居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合、５事業所未満（４事業所以下）である場合などサービス事業所が少数である場合

「介護サービス情報公表システム」で「通常の事業の実施地域」にある事業所を確認のうえ、該当箇所を印刷し提出書類に添付すること。なお、事業所の所在地ではなく、「通常の事業の実施地域」であることにご留意ください。

地域密着型サービスの場合は、地域密着型サービス事業所が所在する市町村において、５事業所未満（４事業所以下）である場合とします。

※１　判定期間開始時点で判断するものとする。判定期間が前期ならば３月１日、

後期ならば９月１日の時点での事業所数において判断する。

【正当な理由の範囲②】

「特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合」

【正当な理由の範囲③】

判定期間の1月当たりの平均居宅サービス回数が２０件以下であるなど事業所が小規模である場合

それぞれのサービスが位置付けた計画件数ではなく、居宅サービス計画件数の総数の平均が１月当たり２０件以下の場合に適用されますのでご注意ください。

【正当な理由の範囲④】

判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均１０件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

（例）訪問看護が位置付けられた計画件数が１月当たり平均５件、通所介護が位置付けられた計画件数が１月当たり平均２０件の場合は、訪問看護に対しては「正当な理由　④」が適用するが、通所介護に対しては「正当な理由　④　」は適用されない。

【正当な理由の範囲⑤】

サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合

紹介率最高法人の利用者のうち９０％以上の利用者から「居宅サービス事業所等の利用に関する理由書」の提出を受け、提出された理由書のうち利用者の希望により適正に選択されたと判断できる割合が９０％以上の場合とする。

※１　理由書の提出は、判定期間中に紹介率最高法人を利用した全ての利用者が

対象（亡くなった方は除く）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月 | 利用者 | 利用者数 | 紹介率最高法人の利用者の状況が  左表の場合に、全ての利用者数は、  A､ B､ D､ E､ F､ G､ H､ I､ J､ K　の  「10名」と なる。  （Ｃさんは亡くなっているため）  したがって､10名×90%＝9名以上の  理由書の提出が必要となる。 |
| 9月 | A B C D E F G | ７ |
| 10月 | A B C | ３ |
| 11月 | A B C | ３ |
| 12月 | A B C | ３ |
| 1月 | A D F G H I | ６ |
| 2月 | A D E H I J K | ７ |

※Ｃさんは現在亡くなっている

※２　理由書に記載してある「事業所を選択した理由」を「理由書提出一覧表」に

転記し、人吉市へは「理由書提出一覧表　別紙３」のみを提出すること

（理由書は事業所保管とし、市への提出は不要）

※３　保険者が理由書及び理由書提出一覧表の提出を求める場合、居宅介護支援事業所は保険者の求めに応じるものとする

※４　訪問介護の特定事業所加算の算定のみでは正当な理由に該当しないものとする

【正当な理由の範囲⑥】

その他正当な理由と人吉市長が認めた場合

（１）居宅サービス事業所等が特別地域加算を受けている場合

　　　対象サービス：訪問介護、訪問入浴介護（平成３０年度は対象外）、訪問看護（平成３０年度は対象外）、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（平成３０年度は対象外）

　（２）社会福祉法第７８条の規定に基づく福祉サービス第三者評価を受け、特定事業所集中減算の判定期間にその結果が独立行政法人福祉医療機構のＷＡＭ－ＮＥＴ（ワムネット）に公表されており、その評価項目のうちa評価が５０％以上（小数点第２位以下四捨五入）である事業所の場合

　　　※　ワムネットの公表画面を印刷のうえ添付すること。